

「多様な人材の活躍促進」「誰もが働きやすい環境整備」等の支援について

～NEXT WORK STYLE 働き方改革広がる～



1 労働者の賃上げ支援

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「バゆう」ちゃん

● 業務改善助成金

中小企業事業主が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合の費用を助成。

【助成上限額】30万円～600万円 ※事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

業務改善助成金コールセンター（フリーダイヤル・無料）

0120-366-440

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



● 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減等に取り組む中小企業事業主の生産性向上に向けた取組を支援するとともに、賃上げを行った場合に助成上限額を加算。【賃上げ達成時加算額】15万円～160万円



● キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用した場合に助成。

【3%以上】5（3.3）万円 【5%以上】6.5（4.3）万円 ※（）内は中小企業以外の助成



経産省

● 事業再構築補助金 コールセンター 0570-012-088



経産省

● ものづくり補助金 事務局サポートセンター 050-8880-4053



中小企業庁

● IT導入補助金 コールセンター 0570-666-376



2 人手不足への対応 『年収の壁・支援強化パッケージ』

● キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）

2023年10月【新設】

年収の壁対策として、
労働者1人につき最大50万円助成します！



短時間労働者が新たに被用者保険の適用を受ける際、労働者の収入を増加させる取り組みを行った事業主に、労働者1人につき最大50万円を助成。年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押し！

配偶者手当を見直して、若い人材の確保や能力開発に取り組みませんか？
「配偶者手当の在り方の検討」をまとめています

年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30～18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。）



3 多様で柔軟な働き方

● 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

テレワーク
総合ポータルサイト



良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対象経費の一部を助成。【機器等導入助成】30% 【目標達成助成】20（35）%



テレワークガイドライン

～新たな日常、新しい生活様式に対応した良質なテレワークを推進するために～

使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことのできる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組みをガイドラインで明らかにしています。



副業・兼業の環境整備

多様な働き方への期待が高まっており、労働者の希望に応じて副業・兼業を行える環境を整備することが求められています。長時間労働になり、労働者の健康が阻害されないよう、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を踏まえた取組の実施をお願いいたします。



香川働き方改革推進支援センター

～事業主・労務担当者様

ぜひ

専門家にご相談ください！

働き方改革を推進する事業者を支援するために、「働き方改革」に関する一般的な相談や技術的な助言・提案について専門家（中小企業診断士・社会保険労務士など）が対応する無料の相談窓口です。



0120-000-849
(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15
(土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。)



同一労働同一賃金

～正社員とパート・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されています～

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- ③ 行政による事業主への助言・指導や裁判外紛争解決手続きの規定の整備



● キャリアアップ助成金（正社員化コース）

※（）内は中小企業以外の助成
有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成。加えて、人材開発支援助成金を活用した特定の訓練終了後に正社員化した場合は一定額を加算。【正社員化】57（42.75）万円 【訓練加算】40～11万円



2024年4月から、労働条件明示のルールが変わります！

<全ての労働者に対する明示事項>

① 就業場所・業務の変更の範囲

全ての労働契約の締結と有期労働者の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。



<有期契約労働者に対する明示事項>

② 更新上限

有期労働契約の締結と契約更新タイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

③ 無期転換申込機会

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示が必要になります。

④ 無期転換後の労働条件

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

詳しい情報や連絡先はこちら

- ・改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省Webサイト（①）
- ・無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト（②）
- ・今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について
→ 総合労働相談コーナー（③）
- ・職業安定法に基づき、労働条件も改正されることについて知りたい！
→ 厚生労働省Webサイト（④）



フリーランスの取引に関する新しい法律ができました！

フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランスの方と企業などの発注者の間の取引の適正化と②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。法は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。



一言メモ 取引先とは共存共栄

2019年4月から、取引先の事業者などに長時間労働を生じさせないよう取引上配慮に努めることが義務付けられています。

取引先などに対して、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を行うことなどは避けましょう。

はたらきかたススめ！
(すべての一般市民・
事業主の皆様へ)



NEXT WORK STYLE

働き方改革推進のポイントをチェック!

働き方改革 特設サイト
支援のご案内

詳しくはこちら

厚生労働省

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人
を守るためのルールです。

香川県 最低賃金

令和5年
10月1日
開始

918円

40円
UP

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



中小企業

● 両立支援等助成金

～職業生活と家庭生活が両立できる、“職場環境づくり”を行う事業主を支援～

1 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金) 男性の育休取得を促進!

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や業務体制整備を行い、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した場合、男性の育児休業取得率が上昇した場合に助成。
【支給額 20万円】



2 介護離職防止支援コース 仕事と介護の両立支援!

「介護支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合、就業と介護の両立に資する制度を導入し利用が生じた場合等に助成。
【支給額 20万円】



3 育児休業等支援コース 仕事と育児の両立支援!

「育児復帰支援プラン」を策定の上、育児休業の円滑な取得・職場復帰の取組みを行った場合、育児休業中の業務代替体制の整備を行った場合、職場復帰後の労働者への支援等の取組みを行った場合等に助成。
【支給額 <例> 育休取得時 (30万円、1事業主2回まで/無期雇用労働者・有期雇用労働者 各1回)】

4 不妊治療支援コース 仕事と介護の両立支援!

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組む、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者が利用した場合に事業主に助成。
【支給額30万円 1事業主あたり1回限りの支給】



厚生労働省認定マーク

～仕事と育児の両立に取り組む企業や女性活躍推進に取り組む企業を認定する制度があります～

くるみん認定

行動計画を策定し、一定の要件を満たした事業主を子育てサポート企業として認定する制度です。認定を受けた中小事業主に対して支給される助成金もあります。令和4年4月からは、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



えるぼし認定

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。



所在地

〒760-0019
高松市サンポート3-33 高松合同庁舎北館2階

開庁日・時間

平日 **8:30~17:15** 土日祝日及び年末年始を除く

総合労働相談コーナー 平日 **9:30~17:00**

土日祝日及び年末年始を除く

香川労働局総合労働相談コーナー	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F 087-811-8916
高松総合労働相談コーナー	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F 高松労働基準監督署内 087-806-0280
丸亀総合労働相談コーナー	丸亀市大手町3-1-2 丸亀労働基準監督署内 0877-22-6244
坂出総合労働相談コーナー	坂出市久米町1-15-55 坂出労働基準監督署内 0877-46-3196
観音寺総合労働相談コーナー	観音寺市観音寺町甲3167-1 観音寺労働基準監督署内 0875-25-2138
東かがわ 総合労働相談コーナー	東かがわ市三本松591-1 東かがわ労働基準監督署内 0879-25-3137

香川労働局助成金センター ☎ 087-823-0505

所在地

〒760-0019
高松市サンポート2-1
高松シンボルタワータワー棟12階

開庁日・時間

平日 **8:30~17:15**
(下記以外の助成金) 土日祝日及び年末年始を除く
平日 **9:00~17:00**

- ・両立支援等助成金 ・働き方改革推進支援助成金
- ・業務改善助成金 ・人材確保等支援助成金 (テレワーク)

専用駐車場はありません!
(サンポート合同庁舎駐車場は利用できません)
公共交通機関または
周辺の有料駐車場をご利用下さい



入口はこちら



【令和5年11月14日現在】